

# 組合員資格得喪の通知書

平成 年 月 日

大和平野土地改良区 理事長殿

土地改良法第43条により下記の通り通知します。

{番号を○で囲んでください。}

{1、売買 2、小作契約 3、小作解約 4、相続 5、贈与 6、経営移譲 7、氏名変更 8、住所変更 9、その他 }を通知します。

アー土地の移動等を通知する組合員(1~6の通知)及び氏名変更(7)住所変更(8)

※ 受付番号	
PC処理	
台帳処理	

通知者	ふりがな 氏名・生年月日	郵便番号・住所地番・電話番号
旧組合員	ふりがな	〒 住所
名寄番号	① (明、大、昭、平) 年 月 日生	TEL ( )
新組合員	ふりがな	〒 住所
名寄番号	① (明、大、昭、平) 年 月 日生	TEL ( )

↑ 賦課金納付義務者となる人です。(所有権は移動するが賦課金納付義務者の名義を変えない場合は通知しないでください。)

イー新組合員へ移動する土地等 ※氏名変更(7)住所変更(8)の場合は、記入しないでください。

土地の表示					移動	新組合員の賦課金納入方法			工区	※ 確認・調整
市町村	大字	地番(枝番)	地目 台帳 現況	受益面積(m <sup>2</sup> )	年月日	権利の種類	現金払込	自動引落		
						自作				
						自作				
						自作				
						自作				
						自作				
						自作				
						自作				

筆数の多い時は各欄を分割してください。

↑ ↑ ↑ ○印で ↑ 加入する組合名を書いてください  
直送する場合は「直送」と書いてください。

ウー公共事業等の転用で面積が減少する土地と事業内容等

どちらかを○印で

潰地の表示					公共事業の内容			譲渡 年月日	決済金の 納付者	※ 確認・調整
市町村	大字	潰地番	地目	減少面積(m <sup>2</sup> )	事業主体	担当課	事業の名称			
									組合員 事業主体	
									組合員 事業主体	
									組合員 事業主体	

・農業委員会へ転用手続したものは記入しないでください。・公共事業の決済漏れをなくすために詳しく記入してください。・決済金の納付があるまで面積は減少しません。

エー合筆または分筆変更をした土地 | 分筆・合筆 | ○印で

土地の表示変更前					変更年月日	土地の表示変更後					※ 確認・調整
市町村	大字	地番 (枝番)	地目	面積(m <sup>2</sup> )		市町村	大字	地番 (枝番)	地目	面積(m <sup>2</sup> )	

・個人で変更した場合のみ記入してください。圃場整備等団体の場合は、事業主体より通知をしてもらってください。

◎ 記入についての注意事項

- 1、毎年4月1日から翌年3月31日までの間の移動等を、新年度4月5日までに通知してください。  
期限後の場合は次年度の処理になります。
- 2、住所は番地まで正確に記入し、氏名欄に押印してください。(押印無きものは無効となります。)
- 3、通知の内容がわかりにくい時は電話照会しますので電話番号を記入してください。
- 4、土地表示の地番で枝番設定ある場合は必ず枝番まで記入してください。
- 5、公共事業等の転用で事業主体が決済金を納める場合でも情報提供の意味で通知してください。
- 6、本届出における個人情報、当土地改良区の運営・維持管理のみに利用致します。

◎ この通知書の提出先、その他

- 1、この通知書は大和平野土地改良区、市町村役場(農林産業関係課又は農業委員会) 農業協同組合へ提出してください。
- 2、その他問い合わせ事項は、〒634-8560 橿原市城殿町459 大和平野土地改良区0744(22)2052(代)へ連絡ください。